

除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素

1. 除染特別地域の指定の要件

除染特別地域の指定の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域とする（別添 1 参照）。

2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件（第 3 2 条第 1 項）

追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上を指定要件の基準とし、これを空間線量率に換算した場合に、空間線量率が毎時 0. 23 マイクロシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域に指定する。

<理由・考え方>

① 指定要件の数値

実際には、調査測定の結果は通常 1 時間値として得られることを踏まえ、年間 1 ミリシーベルトに相当する 1 時間値である毎時 0. 23 マイクロシーベルトを指定要件とする（換算方法は別添 2 参照）。

なお、汚染状況重点調査地域の指定にあたっては、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

② 指定要件に適合するか否かの判断に使用する調査結果

地域の指定については、早急に行う必要があることから、現在得られている文部科学省の航空機モニタリング調査による地表面から 1 m の空間線量率のデータ、及び自治体等による地上での測定結果で十分な信頼性があると認められるもの（法 3 4 条 1 項に基づき省令で定める調査測定方法と同等以上の方法）を活用して判断することとする。

③ 指定する地域の単位

原則として、指定は市町村単位で行うこととする。ただし、技術的・実務的に可能であれば、町や字等の区域単位で指定することも可能とする。

3. 汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定の方法（第34条第1項）

調査測定の方法として、省令又は告示・ガイドライン等において、

- ・測定機器（NaIシンチレーション式サーベイメータなど）
- ・測定条件（放射線量を測定する際における測定地点での高さなど）
- ・放射線量を測定する際の留意事項（測定機器が校正済みであることなど）

などを示す。

<理由・考え方>

既に示されている「学校等における放射線測定の手引き」（平成23年8月26日文科科学省・日本原子力研究開発機構）や「除染作業にあたってのモニタリングマニュアル」（平成23年8月26日原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」の別添3）などと整合性を図りつつ示す必要がある。

また、測定機器によっては、当該機器の信頼性が未確認のものもあることから、測定機器を定期的に校正することが重要である。

4. 除染実施計画を定めることとなる環境の汚染状態の要件（第36条第1項）

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上を要件の基準とし、これを空間線量率に換算した場合に、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を、除染実施計画を策定することとなる区域に規定する。

<理由・考え方>

① 計画策定の要件の数値

実際には、調査測定の結果は通常1時間値として得られることを踏まえ、年間1ミリシーベルトに相当する1時間値である毎時0.23マイクロシーベルトを計画策定の要件とする。

なお、除染実施計画の策定区域の決定にあたっては、その区域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

② 詳細な調査の実施

汚染状況重点調査地域内で、空間線量率の詳細な調査測定を行うとともに、既存の測定結果も加味したうえで、除染実施計画の策定区域を決定する。

③ 除染実施計画を策定する区域の単位

「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく除染計画の策定状況や汚染状況重点調査地域の指定状況を踏まえ、基本的には毎時0.23マイクロシーベルトの範囲を示す線に基づいて、または街区等の詳細な区域単位で除染実施計画の策定区域を決定する。

5. 除染実施計画の考え方（第36条第2項）

本省令では、除染実施計画の策定にあたり前提となる、汚染の状況に応じた除染方針を定める。

具体的には、追加被ばく線量が比較的高い区域については、必要に応じ、表土のはぎ取り、建物、道路等の洗浄、枝打ち及び落ち葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行い、追加被ばく線量が比較的低い区域についても、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行うものとする。

<理由・考え方>

① 事故由来放射性物質による汚染の状況に応じた除染の実施

住民の健康・安全の要請からは線量の高い生活圏の線量を低減する観点から除染を行うことが基本であること、比較的線量が低い区域においては、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然的要因により一定の期間で追加的被ばく線量は年間1ミリシーベルト以下になることが期待できることなどを勘案しつつ、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とすることが重要である。

② 「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく市町村除染計画との関係性

特措法のもとの除染実施計画は、市町村の緊急実施基本方針に基づく除染計画とは異なり、法定受託事務として計画を策定するものとされている。

市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づき策定する除染実施計画は、「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく市町村除染計画と可能な限り整合性を図ることとするが、特措法に基づく除染実施計画については、特措法で今後定められる基本方針や環境省令で定められる事項に適合する改訂をしたうえで、環境大臣への協議が必要となる。

警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
(平成23年9月30日現在)



追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率（航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる）に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルトにあたる。その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルト（文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成23年8月26日））であり、これを一時間当たりに換算（24時間 × 365日で割る）した数値

- ② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）

※毎時0.19マイクロシーベルト × （8時間 + 0.4 × 16時間） × 365日
= 年間1ミリシーベルト

- ③ 航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、

0.19 + 0.04 = 毎時 0.23 マイクロシーベルト
が、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトにあたる。

※通常のNaIシンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない

※航空機モニタリングに使用する検出器では宇宙からの放射線も検出するが、その分は差し引かれている